平成２４年（フ）第６４６号
札幌市清田区北野２条３丁目14番11号
債務者　深澤　俊太
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６５１号
札幌市中央区南４条西８丁目２番地　サンプラーザ札幌406号
債務者　名達　隆幸（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６６１号
札幌市白石区本通３丁目南２番30―703号
債務者　鈴木　秀子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６９４号
札幌市白石区東札幌４条３丁目３番６号　光コーポ203号
債務者　長内丈太朗
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７９号
群馬県高崎市浜尻町753番地４
債務者　柳沢　茂夫
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２２６号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1831番地40
債務者　松沢　瑞隆
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３４号
千葉県東金市滝沢739番地12
債務者　山口　明子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第５７１号
相模原市中央区淵野辺２丁目11番25号
債務者　清水　雅之
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４６号
相模原市中央区相模原４丁目７番22号　ファンエリゼ相模原405
債務者　中山　美徳
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５６号
相模原市南区麻溝台８丁目12番５号　相模原荘12号
債務者　関　　貞二
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５９号
相模原市南区上鶴間８丁目20番４号　ケイワハイツＢ
債務者　清水　英明
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第９８号
相模原市緑区向原１丁目14番９号　大貫マンション203号
債務者　伊藤　美澄
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第９９号
相模原市中央区緑が丘２丁目30番７号　グリーンヒルズ小磯一番館109
債務者　平間　文夫
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１０１号
相模原市南区相模大野４丁目５番５―412号
債務者　山崎　雅人
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１２号
新潟県三条市西大崎３丁目５番23号
債務者　長谷川　裕
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第６７号
大阪府富田林市若松町５丁目14番10号
債務者　大西　正訓
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２８２号
堺市西区鳳西町２丁22番地21
債務者　鈴木　晴男
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２９５号
大阪府松原市天美東６丁目11番４－Ｂ101号
債務者　岡本　龍一
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係